藤田医科大学岡崎医療センター 疑義照会簡素化プロトコル

藤田医科大学岡崎医療センター

1. 基本事項

院外処方箋に係る疑義照会、確認事項等の処方医への照会・確認において、保険薬局での患者の待ち時間短縮や処方医の負担軽減の観点から、下記第3項の事例①から⑧において、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への直接確認を不要とする。

但し、必要に応じての直接照会や法令遵守の立場を妨げるものではない。

2. 手順

- ① 藤田医科大学岡崎医療センターより、疑義照会簡素化プロトコルについての説明を受け、「藤田医科大学岡崎医療センター 疑義照会簡素化プロトコル合意書 | を取り交わす。
- ② 「藤田医科大学岡崎医療センター 疑義照会簡素化プロトコル合意書」を取り交わした調剤薬局においては、下記第3項の事例①から⑧に該当するものについて以下の手順とする。
- ③ 処方内容の変更について、患者より同意を得る。特に価格や服用方法の変更が発生する場合については十分に説明の上、同意を得る。
- ④ 処方箋備考欄に患者の同意を得た旨、必須事項を記し、当院薬剤部へ FAX にて報告する。

3. 問い合わせ不要例

- ① 一包化・粉砕調剤への変更
 - ・ 薬剤管理、利便性等の観点から必要と判断した場合を対象とする。ただし、調剤報酬を伴う場合には「心身の特性により錠剤等を直接の被包から取り出して服用することが困難な場合」、「飲み込みが困難な場合」、「多種類の薬剤が投与されている患者においてしばしばみられる薬剤の飲み忘れ、飲み誤りを防止する」の理由による場合のみが対象である。
 - ・ コメントに「一包化・粉砕不可」とある場合は除く。
 - ・ 各薬剤の安定性等に配慮し、実施する。
- ② 用法の変更 (添付文書上、内服方法が定められている薬剤の場合)

例 1:「漢方薬、食後」→「漢方薬、食前」

- 患者の同意を得ること。
- ・ 安定性、利便性向上のための変更に限る。

③ 成分が同一の銘柄変更

例 1:「グラクティブ錠 50mg」→「ジャヌビア錠 50mg」

例 2: 「ロキソプロフェン Na 錠 60mg 「トーワ | | → 「ロキソニン錠 60mg |

例 3:「【般】ブロチゾラム錠 0.25mg」→「レンドルミン錠 0.25mg」

- ・ 2024年10月1日からの「後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養」の対応 2024年9月30日以前に先発医薬品指定なしの薬剤を後発医薬品で調剤していた場合にかぎり、 10月1日以降に先発品医薬指定がされた薬剤は、患者の同意を得た上で後発医薬品へ変更することを可とする。

④ 内服薬の剤形変更

例 1:「ランソプラゾール OD 錠 15mg」→「ランソプラゾール錠 15m g」

例 2:「プレガバリン OD 錠 75mg」→「プレガバリンカプセル 75m g」

例 3:「ワーファリン錠 1mg 0.2T (粉砕)」→「ワーファリン顆粒 0.2%(2mg/g) 0.1 g 」

例 4:「【般】ブロチゾラム OD 錠 0.25mg」→「レンドルミン錠 0.25mg」

- 体内動態の変化が想定される剤形の変更は除く(例:プログラフカプセル⇔プログラフ顆粒)。
- ・ 安定性、利便性の向上のための変更に限る。
- ・ 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。

⑤ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更

- ・ 安定性、利便性の向上のための変更に限る。
- ・ 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ⑥ 消炎鎮痛剤における剤型の変更 (パップ剤⇔テープ剤)

例:「ロキソニンパップ 100mg」→「ロキソニンテープ 100mg」

・ 患者が希望した場合に限る。

(7) 日数の適正化

ビスホスホネート製剤等の週1回あるいは月1回服用の製剤が連日投与の他の処方薬と同一日数で処方された場合の処方過誤日数の適正化、「1日おきに服用」等と処方された薬剤が連日投与の他の処方薬と同一日数で処方された場合の処方過誤日数の適正化

例:ほかの処方薬が56日分で処方のとき、

「アレンドロン酸 35mg 1錠 56 日分」→「アレンドロン酸 35mg 1錠 8 日分」

・ 単独処方の場合や、ダイドロネル錠、リセドロン酸 17.5mg 錠は除く。

⑧ 残薬調整

- ・ 患者より前回処方薬の余りがあることを確認した場合、処方日数を調整し、減ずる。処方日数を増 やすことはできない。
- 外用剤の本数、枚数の変更も含む。
- ・ 「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」で「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」または「保険医療機関へ情報提供」にチェックがある場合は、その指示に従う。

4. 問い合わせ不要の例外

- ① 麻薬、抗悪性腫瘍剤についてはすべての項目から対象外とする。
- ② 適応症が異なる医薬品間の変更は対象外とする。
- ③ 各項目において、一部診療科は対象外とする。

| | 対象 外 診療科 |
|----------------------|-----------------|
| ① 一包化・粉砕調剤への変更 | 麻酔科 |
| ② 用法の変更 | 血液・腫瘍内科 |
| ③ 成分が同一の銘柄変更 | 該当診療科なし |
| ④ 内服薬の剤形変更 | 該当診療科なし |
| ⑤ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更 | 該当診療科なし |
| ⑥ 消炎鎮痛剤における剤型の変更 | 該当診療科なし |
| ⑦ 日数の適正化 | 該当診療科なし |
| ⑧ 残薬調整 | 内分泌・代謝・糖尿病内科 |

5. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更にて調剤した場合、以下の事項を備考欄に記した処方箋を藤田医科大学岡崎医療センター薬剤部 へ FAX する。

- ・患者合意を得た旨
- ・ 「一包化調剤への変更」については、その理由
- ・「残薬調整」については、医薬品の残数

藤田医科大学岡崎医療センター薬剤部 FAX: 0564-64-8129

6. 各種問い合わせ窓口・受付時間

① 問い合わせ簡素化プロトコルについて 受付時間 平日 9 時~17 時、土曜 9 時~12 時 薬剤部 DI 室 TEL: 0564-64-8205 FAX: 0564-64-8129

② 処方内容に関する事項(通常の疑義照会)受付時間 平日9時~17時、土曜9時~12時各外来診療科 TEL: 0564-64-8800(病院代表)

7. 注意点

- ・必ず患者の同意を得たうえで実施すること。
- ・上記に該当しない変更を含む疑義照会は、必ず診療科へ電話にて確認を行ってください。

以上